

六の 2 中「別表第十」を「別表第十一」に改める。
別表第八を次のように改める。

所在地	施設の種類
神奈川県(設置予定) 兵庫県(設置予定) 広島県(設置予定)	高炉で用いる還元剤を得るための施設

別表第十を別表第十一とし、別表第九を別表第十とし、別表第八の次に次の一表を加える。

所在地	施設の種類
千葉県(設置予定) 愛知県(設置予定)	コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第十七号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、令第一号)第十一号の三第一項第三号イの規定に基づき、特定包装利用事業者が回収する特定包装の量の算定方法を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 丹羽 雄哉
農林水産大臣 玉沢徳一郎
通商産業大臣 深谷 隆司

特定包装利用事業者が回収する特定包装の量の算定方法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、令第一号)以下「規則」という。第十一号の三第一項第三号イの当該年度における主務大臣が定めるところにより算定される量は、第一号又は第二号に掲げる量とする。

一 当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装が属する容器包装区分に係る特定包装のうち、当該年度の前事業年度(規則第十一号の二第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、規則第十五号(規則第十八号)において準用する場合を含む。)に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合は、当該年度の前々事業年度)において自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量(他の特定包装利用事業者から委託を受けて回収したものを除く。)

二 前号の規定にかかわらず、次のイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定めるところとする。

イ 当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装が属する容器包装区分に係る特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを開始する年度(以下「初年度」という。又は終了する年度の場合、当該年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した見込量(他の特定包装利用事業者から委託を受けて回収するものを除き、適切な方法を用いて得たものに限る。))

ロ 初年度の次年度(以下「第二年度」という。)の場合、初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は第二年度に回収する回数乗じて得た量(他の特定包装利用事業者から委託を受けて回収するものを除く。)

ハ 初年度の次々年度であつて、第二年度の三月末日までに第二年度に自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量が確定していない場合、初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は初年度の次々年度に回収する回数乗じて得た量(他の特定包装利用事業者から委託を受けて回収するものを除く。)

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第十八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、令第一号)第十一号の三第一項第三号ロの規定に基づき、特定包装利用事業者に係る容器包装廃棄物として排出されない特定包装の量の算定方法を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十一年十二月十六日

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 丹羽 雄哉
農林水産大臣 玉沢徳一郎
通商産業大臣 深谷 隆司

特定包装利用事業者に係る容器包装廃棄物として排出されない特定包装の量の算定方法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、令第一号)以下「規則」という。第十一号の三第一項第三号ロの主務大臣が定めるところにより算定される量は、規則第十一号の三第一項第一号又は第二号に掲げる量のうち事業活動に伴い消費された商品に用いた当該特定包装の量とする。

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第十九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第十三条第二項第三号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 丹羽 雄哉
農林水産大臣 玉沢徳一郎
通商産業大臣 深谷 隆司

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量は、次の表の上欄に掲げる特定分別基準適合物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところとする。

特定分別基準適合物	量(キログラム)
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成七年大蔵省、厚生省、令第一号)以下「規則」という。第四条第四号に規定する分別基準適合物	二二九、九五〇
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	九四、一八九